

(仮称)新潟県北部村上市・胎内市沖  
洋上風力発電事業

環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

2023 年 2 月

住友商事株式会社

## 目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び方法.....	3
(2) 開催場所、開催日時及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第 2 章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解..	4
1. 意見の概要及び事業者の見解.....	4

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第7条の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して約1.5ヶ月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

2022年12月22日（木）

#### (2) 公告の方法

##### 1) 日刊新聞紙による公告

2022年12月23日（金）付で、下記の日刊紙に「お知らせ」を掲載した。（別紙1参照）

・新潟日報（朝刊）

##### 2) 自治体広報紙によるお知らせ

下記の自治体広報誌に「お知らせ」を掲載した。（別紙2参照）

・市報「むらかみ」（2022年12月15日号）

・市報「たいない」（2022年12月15日号）

・広報「しばた」（2022年12月15日号）

・広報「せいろう」（2023年1月号）

##### 3) インターネットによるお知らせ

2022年12月23日（金）から、下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。（別紙3参照）

・新潟県ホームページ

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kankyo/0509581.html>

・村上市ホームページ

<https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/28/sumitomohouhousho.html>

・住友商事株式会社ホームページ

<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/news/important/group/20221223>

#### (3) 縦覧場所

##### 1) 関係自治体庁舎での縦覧（別紙4参照）

・新潟県村上地域振興局（新潟県村上市田端町6-25）

・村上市役所 環境課環境政策室（新潟県村上市三之町1番1号）

・村上市山北支所 地域振興課市民生活室（新潟県村上市府屋232番地）

・村上市朝日支所 地域振興課市民生活室（新潟県村上市岩沢5611番地）

・村上市神林支所 地域振興課市民生活室（新潟県村上市岩船駅前56番地）

- ・村上市荒川支所 地域振興課市民生活室（新潟県村上市山口 444 番地）
- ・胎内市役所 市民生活課（新潟県胎内市新和町 2 番 10 号）
- ・新潟県新発田地域振興局（新潟県新発田市豊町 3 丁目 3 番 2 号）
- ・新発田市役所 環境衛生課（新潟県新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号）
- ・聖籠町役場（新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4）

## 2) インターネットの利用による公表

- ・住友商事株式会社ホームページ

<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/news/important/group/20221223>

## (4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：2022 年 12 月 23 日（金）～2023 年 2 月 9 日（木）  
（土、日、祝日及び閉庁日を除く。）

- ・縦覧時間：開庁時間内

なお、インターネットの利用による公表については、縦覧期間中、常時アクセス可能な状態とした。

## (5) 縦覧者数

### 1) 関係自治体庁舎での縦覧

縦覧者数（記名者数）は、2 名であった。

・新潟県村上地域振興局	1 名
・村上市役所 環境課環境政策室	1 名
・村上市山北支所 地域振興課市民生活室	0 名
・村上市朝日支所 地域振興課市民生活室	0 名
・村上市神林支所 地域振興課市民生活室	0 名
・村上市荒川支所 地域振興課市民生活室	0 名
・胎内市役所 市民生活課	0 名
・新潟県新発田地域振興局	0 名
・新発田市役所 環境衛生課	0 名
・聖籠町役場	0 名

### 2) インターネットの利用による公表

縦覧者数は、1,452 名であった。

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### (1) 公告の日及び方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。（別紙1～3参照）

### (2) 開催場所、開催日時及び来場者数

- ・村上市民ふれあいセンター（新潟県村上市岩船3270番地）

開催日時：2023年1月13日（金）18時30分～20時

来場者数：10名

- ・胎内市産業文化会館（新潟県胎内市新和町2番5号）

開催日時：2023年1月14日（土）10時～11時30分

来場者数：6名

- ・新発田市健康長寿アクティブ交流センター（新潟県新発田市中央町3丁目13番3号）

開催日時：2023年1月14日（土）14時30分～16時

来場者数：7名

## 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第8条の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

2022年12月23日（金）～2023年2月9日（木）

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

### (2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ・住友商事株式会社への書面の郵送

### (3) 意見書の提出状況

2名の方から、2通の意見書が提出された。

## 第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解

### 1. 意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第8条の規定に基づく、方法書について環境の保全の見地から提出された意見は、計43件であった。意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

(意見書1)

番号	意見の概要	事業者の見解
1	<p>■1. 意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、事業者(住友商事株式会社)及び委託先(建設環境研究所)の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>意見書の内容は要約せず、全文を記載しています。また、ご意見の順番の並び替えはせず、それぞれに回答しています。</p>
2	<p>■2. コウモリ類は洋上にもいる</p> <p>近年の研究によりコウモリ類は鳥類同様に渡りも行い、洋上も飛翔していることが明らかとなっている。今後国内では、洋上風力発電施設が大量に建設される予定であり、コウモリ類への累積的影響が強く懸念される。コウモリ類は害虫を食べるので人間にとって益獣である。益獣が減れば住民にとって不利益が生じる。洋上風力発電施設でコウモリ類を殺さないでほしい。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲における生息等の情報については、専門家等にもヒアリングを行っています。今後の環境影響評価手続において、専門家等に指導・助言を仰ぐとともに、最新の知見も踏まえ、事業の実施に伴うコウモリ類への影響について、適切に調査、予測及び評価したうえで、必要に応じて環境保全措置を検討し、影響の回避・低減に努めます。</p>
3	<p>■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードは回転するのか?</p>	<p>現時点では採用する予定の風力発電機は決定しておりませんが、一般的な風力発電機の仕様としては、カットイン風速未満においてブレードは遊転状態となり、風速によっては回転している場合もあります。</p>
4	<p>■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)を任意に変更できるのか?</p>	<p>現時点では採用する予定の風力発電機は決定しておりませんが、一般的な風力発電機の仕様としては、カットイン風速を任意に変更することは可能であると考えられます。</p>
5	<p>■5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を実行できるのか?</p>	<p>現時点では採用する予定の風力発電機は決定しておりませんが、一般的な風力発電機の仕様としては、弱風時でのフェザリングは可能であると考えられます。</p>
6	<p>■6. バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>ヨーロッパや国内ではすでに、ブイやプラットフォーム等を使った自動録音バットディテクターによる定量的調査及び予測が行われているので、必ず実施して頂きたい。</p>	<p>専門家等に指導・助言を仰ぎ、コウモリ類の調査方法を方法書の第6章に記載しました。油ガス田プラットフォームでの調査実施について調整に努めるとともに、今後の環境影響評価手続において、可能な限り定量的に調査及び予測を行います。</p>

番号	意見の概要	事業者の見解
7	<p>■7. バットディテクターの探知可能距離について</p> <p>P373 コウモリ類の踏査ルートは陸上のみであるが、<u>風車設置検討範囲から2km以上離れている</u>。バットディテクターの探知可能距離は短く、<u>陸（海岸）からでは洋上のブレード回転範囲の音声は探知できない</u>。よって事業者の委託先（建設環境研究所）が使用するバットディテクターの探知可能距離を述べよ。そのうえで、陸上から2km離れた洋上のバットストライクの定量的予測ができるとした科学的根拠を述べよ。</p>	<p>バットディテクターの探知可能距離は、周波数にもよりますが、真正面方向を0度として、左右40度範囲の音声を録音可能です。また、録音可能な距離も飛翔するコウモリ類の個体差や風況等にもよりますが、メーカー仕様によると20mまでは録音可能とされています。</p> <p>コウモリ類の調査は、陸域との往来の有無を把握することを目的としています。洋上における調査手法については、No.6に記載のとおり、油ガス田プラットフォームでの調査実施について調整に努めます。</p>
8	<p>■8. バットディテクターの探知可能距離について</p> <p>上記について「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。己の使用する機器の探知可能距離もわからない業者の結果など信用できない。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>No.7にも記載したとおり、バットディテクターの探知可能距離は、個体差や風況等により変動することから一概には言えませんが、メーカー仕様によると20mまでは録音可能とされています。</p>
9	<p>■9. バットディテクターの探知可能距離について</p> <p>P373 コウモリ類の踏査ルートは陸上のみであるが、<u>風車設置検討範囲から2km以上離れている</u>。バットディテクターの探知可能距離は短く、<u>陸（海岸）からでは洋上のブレード回転範囲の音声はほとんど探知できない</u>。しかもP369をみると調査頻度は年たった3回（春夏秋）のみである。</p> <p>事業者の委託先（建設環境研究所）が、「設置範囲から2km離れた陸上からの調査で、かつ、年3回の任意踏査（相調査）」のみで洋上のバットストライクの定量的予測ができるとした科学的根拠を述べよ。</p>	<p>No.6にも記載したとおり、本海域には油ガス田プラットフォームがあり、これを利用した調査について、専門家等からご助言をいただいています。従って、本事業においても専門家等からのご助言も踏まえつつ、洋上におけるコウモリ類の生息状況の把握に努めます。なお、陸域での調査については、No.7に記載したとおり、陸域との往来の有無を把握することを目的としており、活動期として代表的な3季で実施する計画です。</p>

番号	意見の概要	事業者の見解
10	<p>■10. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを与えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と考えている場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>事業の実施に伴うコウモリ類への影響は、今後の環境影響評価手続において、専門家等に指導・助言を仰ぐとともに、最新の知見も踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行います。</p>
11	<p>■11. コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	<p>まずは調査においてコウモリ類の生息状況を把握したうえで、必要に応じて適切な環境保全措置を検討し、コウモリ類への影響の回避・低減に努めます。</p>
12	<p>■12. 「回避」と「低減」の言葉の定義について</p> <p>事業者らは今後、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップをしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>	<p>「回避は行為の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避すること、低減は何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は発現した影響を何らかの手段で修復すること」（「環境アセスメント技術ガイド」（一般社団法人日本環境アセスメント協会、2017年））と理解しています。なお、ライトアップをしないことによって、バットストライクが発生しなくなるとは考えておらず、当該措置は影響の低減措置であると認識しています。</p>
13	<p>■13. 回避措置（ライトアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>No. 12に記載したとおり、ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生しうるものと認識しているため、当該措置は影響の低減措置であると認識しています。</p>

番号	意見の概要	事業者の見解
14	<p>■14. 回避措置（ライトアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>ご意見のとおり、ライトアップをしないことによって、バットストライクが発生しなくなるとは考えておらず、影響の低減措置として当該措置を実施することを検討します。</p>
15	<p>■15. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。</p> <p>(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)</p>	<p>「リスクを低下させることができる」こととは、すなわち「影響を低減させることができる」と認識しており、「カットインをあげること」と同様に「ライトアップをしないこと」についても、低減措置として実施することを検討します。</p>
16	<p>■16. コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、『カットイン風速未満のフェザリング』『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定すること』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」なコウモリ類への環境保全措置である。</p>	<p>環境保全措置については、今後、実施する現地調査の結果に基づいて、コウモリ類への影響予測を行い、重大な影響が及ぶと予測された場合には、専門家等のご助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討します。</p>
17	<p>■17. コウモリ類の保全措置（低減措置）について</p> <p>国内では、コウモリの保全措置として、「カットイン風速未満のフェザリング」が行われている。事業者は、弱風時にフェザリングをすれば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？</p>	<p>コウモリ類の環境保全措置として、弱風時のフェザリングはその一つであると認識しています。</p>
18	<p>■18. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から実施してほしい」</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、保全措置（フェザリング）は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>今後、実施する現地調査の結果に基づいて、コウモリ類への影響予測を行い、重大な影響が及ぶと予測された場合には、専門家等のご助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討し、影響の回避・低減に努めます。</p>

番号	意見の概要	事業者の見解
19	<p>■19. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から実施してほしい」2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>今後、実施する現地調査の結果に基づいて、コウモリ類への影響予測を行い、重大な影響が及ぶと予測された場合には、専門家等のご助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討し、影響の回避・低減に努めます。</p>
20	<p>■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から実施してほしい」3</p> <p>上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。</p>	<p>本事業の環境影響評価手続では、事業規模を計画の最大とした場合で検討する等、安全側で影響評価を行うことを基本に考えています。</p>
21	<p>■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から実施してほしい」4</p> <p>国内では、すでに多数の風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置として稼働制限を行うことを表明した。本事業者も「カットイン風速の値を上げる」保全制限を実施してほしい。</p>	<p>今後、実施する現地調査の結果に基づいて、コウモリ類への影響予測を行い、重大な影響が及ぶと予測された場合には、専門家等のご助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討します。</p>
22	<p>■22. バットディテクターによる調査について</p> <p>準備書には使用するバットディテクターの探知可能距離を記載すること。</p>	<p>準備書には、No.7 に記載したバットディテクターの探知可能距離を記載します。</p>
23	<p>■23. バットディテクターによる調査地点について</p> <p>バットディテクターによる調査地点が陸上のみであるが、洋上（風力発電機設置位置）においても、日没前から日の出まで自動録音調査すべきではないのか。例えば洋上に停泊させた船、ブイなどにも自動録音バットディテクターの設置は可能である。</p>	<p>本海域には油ガス田プラットフォームがあり、これを利用した調査について、専門家等からご助言をいただいています。従って、専門家等からのご助言も踏まえつつ、洋上におけるコウモリ類の生息状況の把握に努めます。</p>
24	<p>■24. バットディテクターによる調査時間について</p> <p>バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。</p>	<p>バットディテクターによる定量調査を実施する場合には、日没1時間前から日の出1時間後まで録音します。なお、陸域における調査時間については、日没1時間前から日没後3時間程度を目安に実施する計画としておりますが、確認状況等に応じて適切に対応します。</p>

番号	意見の概要	事業者の見解
25	<p><b>■25. コウモリ類の保全措置について</b></p> <p>事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながるべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。</p> <p>コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少し上げれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。</p> <p>『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p>	<p>今後、実施する現地調査の結果に基づいて、コウモリ類への影響予測を行い、重大な影響が及ぶと予測された場合には、専門家等のご助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討し、影響の回避・低減に努めます。</p>
26	<p><b>■26. 事後調査は信用できない</b></p> <p>コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。「漂着死骸調査」など信用に値しない。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。</p>	<p>事後調査を実施する場合には、最新の事例や専門家等のご助言も踏まえて、適切な手法を検討します。</p>
27	<p><b>■27. 事後調査でサーモグラフィカメラによる調査を行うこと</b></p> <p>コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。よって、コウモリ類の事後調査は、ナセル高における自動録音バットディテクター調査に加えて、サーモグラフィカメラを使用した調査を行うこと。</p>	<p>今後、環境影響評価手続を進め、コウモリ類に係る事後調査を実施する必要がある場合には、いただいたご意見も参考にして、専門家等に指導・助言を仰ぐとともに、最新の知見も踏まえ、適切な手法を検討します。</p>

(意見書 2)

番号	意見の概要	事業者の見解
1	<p>基本的には、この大規模な海の開発行為を伴う計画には、村上市域に暮らす新潟県民としては、賛同していません。理由は、自然環境豊かなこの地域の生態系に与える負の影響のほうが大きいのではないかと考えるからです。</p>	<p>事業の実施にあたっては、「新潟県村上市及び胎内市沖における協議会」の意見や「新潟県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書」をはじめとして、専門家等の指導・助言や国内外における最新の知見、事例等を踏まえ、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減するよう努めます。また、地域住民等に丁寧に説明し、ご不安の解消と事業へのご理解が得られるよう努めます。</p>
2	<p>住民への情報公開と周知を遅延なく、誠実に行って、検討してください。また提出された意見は、理由を含めて要約せずに全て公表してください。</p>	<p>地域住民等への情報公開と周知を遅滞なく誠実に取り組んでまいります。また、提出いただいたご意見は、要約せずに全て掲載しています。</p>

番号	意見の概要	事業者の見解
3	<p>風力と風向の測定方法について</p> <p>第3章3.1.1(1)気象の状況の表や説明では、風向や風力の時間帯別の測定値が示されていません。それらの値も、観測所別、月別に、記載することが必要と考えます。気象庁のデータからでも記載できると考えます。</p> <p>また、さらに、最小限でも、荒川河口周辺の居住地においても、両岸で、河口から離隔距離毎に、数km範囲は、現地調査による観測データを追加して把握してください。</p> <p>風力と風向の項目の値は、24時間の平均だけではなくて、1日の中で時間帯別の変化を示す値が必要と考えます。つまり、観測地点を増やす、時間帯別の平均値を測定する等の詳細なデータを用意する必要があると考えます。記載されている値だけでは、風向や風力の変動の実状を、把握できていないと考えます。</p> <p>理由：地元周辺に居住する体感としては、季節問わず、海からの風の強さは、海岸から5km程度の距離でも、陸域では減衰することを感じます。</p> <p>それでも、海岸から5～8kmくらいの離隔距離の住宅地でも、夏の夜間等は、海岸のある西方からの涼しい風を感じ取れます。酷暑下でなければ、まだまだ自然の涼風で涼むことの出来る環境の状況が、この周辺地域ではあります。</p> <p>沿岸に巨大な風力発電機が複数林立し、稼働すると、海風のエネルギーが、電力に大量に変換されますし、沿岸の海水面の温度も構造物の放射熱で変化する事になるのだろうと、理解しています。そうすると、その発電機の、陸域よりの風向や風速は、大きく変動するという可能性は、全くないといえるのでしょうか。それを証明するデータの記載がありません。</p> <p>殊に気温が高い時の、風速が減衰し、涼風感が弱まり、暑さが陸域で増す所が出てくるのではないかと、心配です。</p> <p>先住者の快適な暮らしの環境が、阻害されることになるのでは、という事です。</p> <p>特に、海に近い程、昼夜の風向や風速の変化を実感しますから、陸域とはいえ、高層の建造物が極めて少ない平層の住宅が多く、平坦な土地が広がる、この対象事業実施区域及びその周辺地域では、海からの風の変化が与える生活環境への影響は否定できないと考えます。それは、この地域における次の様な事例でもわかります。</p> <p>冬季の当該地域の特産品、塩引鮭は、そうした寒風の下で成り立つ物産です。</p> <p>特に、荒川沿いの両岸の居住地や耕作地では、風力の変動による気温上昇や気温減少等の変化が起き、生活環境に影響しないか、心配です。</p> <p>そのような変化の有無を予測評価するためにも、現況を把握しておく必要があると考えます。そのデータの記載が必要と考えます。</p> <p>なお、関係する記載内容があります。表3.1.1-2(1)の村上では、平均風速1.7～2.5m/sですが、6月～9月は、2.0m/s未満、(2)の2021年の値でも、6月～8月は2.0～2.1m/sと(有意性は未確認ですが)少し弱い風になっています。中条でも似たような傾向を読み取れます。この観測地点は、陸域で海岸から離隔距離も3～5km程があると記載の図から判断します。このことで、季節により風力の変化がある事は判ります。しかし、季節毎で24時間内の時間帯毎の変化は不明ですし、何よりも、海岸からの離隔が、ある程度あっても、沖合に比べて平均風速でも減衰しているのが、気温の高い時期です。</p> <p>夏の気温が1度近く上昇して、クーラーを稼働する所が増えてしまっただけでは、地元にとっては脱炭素や温暖化対策になりません。現地調査で必要な調査、予測評価をするためにも現況把握を丁寧にし、その上で、今後の影響の予測評価をして頂きたいからです。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲における風況については、年間を通じた現地観測を行い把握する計画としています。</p>

番号	意見の概要	事業者の見解
4	<p>発電事業の終了後に、原則原状回復が必要です。そのための撤去の際の、影響に関する配慮事項について、対応方針が不明です。</p> <p>撤去の際の環境保全上の影響の調査、予測評価の記載がありません。</p> <p>環境影響評価手続きにおいても、撤去時の影響に関して、調査、予測評価は、明記が必要と考えます。</p> <p>理由：当該事業を検討中である促進区域の公募占用指針によれば、応募の際には、撤去に関する施工費の概算が、提出する上で必要と判断できます。</p> <p>また、当該促進区域での公募占用指針によれば、33頁「計画に記載すべき事項 2) 占用の区域及び占用期間」では、発電設備の配置場所を記載するとされています。また、占用区域外の海域に海底送電線等の配置場所を記載する事も可能とし、当該配置が真に必要な理由を公募占用計画に記載することも求められています。</p> <p>真摯に事業実現を考えているのであれば、そのような事案を既に検討していると思います。そうした想定から、撤去に関する事項も方向性があるはずでしょうから、その環境保全への影響の評価も必須と考えるのです。</p>	<p>発電事業終了後の撤去は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」や「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」等に基づいて適切に実施します。</p>
5	<p>風車の配置のフォトモンタージュ作成について</p> <p>景観と眺望の環境要素に関して、フォトモンタージュを作成することは望ましい事です。しかし、写真が捉える視界の限界というのか、肉眼で感じるような視野の広い眺望を一枚の中に収める事の難しさがあると思います。それをいかに肉眼視に近くして伝えるかの検討が必要と考えます。</p> <p>3Dマッピングとかいう方法等でしたかしら、その物が実際にそこにあるかのように再現する技術はあるようですから、それを活用して映像化する方法を、方法書の住民説明会で公開して欲しかったです。</p> <p>今後占用許可を受ける前に、沿岸自治体の広報における配信等で、より肉眼視に近い感覚で理解できるような映像化の提示、立体視できる映像による眺望の変化像を提示してください。それは、住民の環境影響評価への、より一層の理解を得るための情報提供だと考えます。</p> <p>理由：景観は景色に対する主観的な受け止めであり、多様な反応があります。しかし、自然環境の保全という観点から見ると、景観が変容していることは、その環境が生態系として何らかの変化を生じている結果だと理解しています。人間の生物的な感性は、自然界の営みの一部であるヒトの記憶を持っている、と理解していますので、自然環境の変化は、ヒトの心身の状態へも影響を与えると考えます。その変化をできるだけ現実性をもって観察することは、住民の環境影響への適切な理解を得る上での、必要条件だと考えるからです。</p>	<p>方法書説明会では、計画中の風車配置および風車機種を用いたフォトモンタージュをお示しし、イメージしていただきやすいようにしました。準備書段階では配置計画に基づく眺望変化の状況をお示するとともに、今後も地域住民等のご理解が得られるよう丁寧な説明に努めてまいります。</p>

番号	意見の概要	事業者の見解
6	<p>着床式風車の配置の、居住地と離隔距離と多数基設置について</p> <p>風車の配置は検討中という事ですが、占用許可を受けるための公募の受付期限は今年6月30日と迫っています。そのような段階ですから、風車の配置の想定はいくつか構想されていると考えます。その案の最大或いは最小規模の配置の場合の配置図や、前述のような眺望の仮想図が提示されていないのは、住民への説明としては、不十分なのだと感じています。</p> <p>方法書は、どのような影響があるのかを捉えるための、具体的な段階だと受け止めています。その段階で、配置が検討中という事には、事業実現性と環境影響評価の適切性、その結果に対する対応措置への、不安を覚えます。</p> <p>現時点で可能な、最大出力と最小出力での、発電機の最大基数の配置を、想定図として作成し、さらにフォトモンタージュ等の視覚的な情報を提示することが、必要だと思います。</p> <p>配慮書段階の環境大臣意見でも配置から受ける景観・眺望への影響の懸念が有るとされています。この地域の特性ともいえる重要な環境要素ですから丁寧な検討と対応措置を望みます。</p>	<p>ご認識のとおり現在本海域は公募中となっており、検討中の風車配置の情報は入札に関わる重要な情報であるため、その風車配置と風車機種を前提とした眺望仮想図を本方法書でご提示することは不可能です。一方、配慮書でいただいたご意見に即して、住民説明会においては、計画中の風車配置および風車機種を用いたフォトモンタージュをご提示させていただき、イメージを共有させていただきました。具体的な眺望変化につきましては、準備書において決定した風車配置および風車機種をもとに作成し、公開させていただく予定です。</p>
7	<p>占用許可の申請時期が迫る中で、国や自治体の既存の最低限の基準にのみ整合するからと、環境影響評価を簡略化してしまうことの無いように、方法書の不備を再検討して、準備書作成に当たって頂きたいです。</p> <p>理由：この事業計画は、これまでに日本の一般海域では、未経験な大きさの形状と出力の、風力発電機を多数基設置し、しかも、居住地から僅か2km程度の離隔範囲に設置する事業なものですから、現時点での不確実な影響は、あると認識しています。予防原則に基づく対応が必要と考えます。想定外を極力減らすための多様な観点と想定で、調査。予測評価をして頂きたいです。</p>	<p>環境影響評価は簡略化せずに、今後の環境影響評価手続を踏まえて適切に進めます。</p>
8	<p>振動・騒音・超低周波音について</p> <p>方法書の住民説明会でも出ていましたが、低周波音に関わる影響が、沿岸地域の住民としては心配です。個人差があると言われてはいますが、国内でも陸域の既設風力発電事業により、アノイアンスに悩まされ、転居以外に改善法がないような辛い問題になっている人は実際に居ると聞きます。</p> <p>日本の海洋ではこれまでに無い、大規模な風力発電設備が、居住地から僅か2～3キロメートルの所にできるかもしれないという事態に対して、生活環境面で負の影響が出ないかと心配します。低周波音の心身への影響は、証明することが難しいと聞きます。被害を受ける人が一人でも出てくることの無いように願うばかりです。そのための影響評価が為される事を要望します。</p>	<p>超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、2017年）において「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とされており、これを踏まえて参考項目から除外されています。</p> <p>一方で、住民の方々のご不安やご懸念があることを踏まえ、環境影響評価項目に選定し、調査、予測及び評価を行うこととしています。今後、これらの結果について丁寧にご説明し、ご不安やご懸念が解消されるよう努めてまいります。</p>

番号	意見の概要	事業者の見解
9	<p>事業実施検討区域で、風車設置範囲の周辺の2km 地点で超低周波音の調査をするとありますが、これでは不十分と考えます。</p> <p>その地点以外に、更に陸側に道路や鉄道に沿う居住地域の、特に配慮を必要とする施設（介護や保健医療の施設や、保育施設のようなリラックスして横臥する時間帯の多い施設や、集中して作業する必要のある教育施設等）でも、調査、予測評価が必要ではないかと考えます。</p> <p>理由：この方法書の調査地点は、風力発電機から直接届く音源による騒音と超低周波音を測定しています。しかし、生活の場では、音源は複雑に多様な発生場所があります。</p> <p>振動数の違う音が重なると「うなり」が生じますが、その点の考慮が、この調査で不足しているのではないのでしょうか。疑問です。風車からの騒音や低周波音による振動と、他の方向からの多様な振動が複雑に影響し合うことも生じるのではないかと心配します。その観点から、特に配慮を要する施設の幾つかの地点で屋内外の環境への影響を評価する必要があると考えるからです。</p>	<p>超低周波音の調査地点は、音が距離減衰するという特性等を踏まえ、風車設置検討範囲により近い集落1地点において調査・予測を行う計画としています。なお、超低周波音の予測ではコンター図を作成し平面的な分布も示しますので、配慮が特に必要な施設における予測結果はこれとの重ね合わせ等により把握します。</p>

番号	意見の概要	事業者の見解
10	<p>振動・騒音・超低周波音について</p> <p>超低周波音については、取り上げていますが、それより周波数の高い 20 ヘルツから 100 ヘルツの低周波音についての対応が不明です。この範囲の低周波音の影響についても調査・予測評価がされるのかどうかを、記載してください。</p> <p>超低周波音の調査の G 特性音圧レベル及び、1/3 オクターブバンド別音圧レベルの測定という表現では、一般住民にはなじみが無く、説明が不足です。この調査は所謂、低周波音も測定できるのでしょうか。丁寧な説明を付記して頂きたいです。</p> <p>選定項目の中にある「振動」、「騒音」という環境要素には含まれていないと理解できる、低周波音の範囲(20 ヘルツから 100 ヘルツ)の影響について、予測評価を、示して頂きたいです。</p> <p>理由：「騒音に係る環境基準」に基づき、一般地域と、道路に面する地域についてのデータを、第 3 章で確認しています。それを見ると、いずれにしても、概ね 60 デシベル以下が騒音規制の基準値だと理解します。</p> <p>概ね 60 デシベル以下の音圧レベルがある環境で、騒音としては感じない場合でも、振動としての周波数は存在し、20 ヘルツ以上 100 ヘルツ以下の所謂、低周波音の範囲もあり得ると理解しています。</p> <p>音圧レベルが 40 デシベルくらいでも、100 ヘルツ以下の周波数の振動による不快感が生じると云う様なことも、あるのではないのでしょうか。</p> <p>調査で、風雑音を除去して測定するという事は、純粋に発電機からの超低周波音を測定する事と理解します。</p> <p>この事業実施検討区域の周辺の地域は、平場が広がり、高層建築物が少なく、遠くまで音が届く環境があると認識しています。</p> <p>例えば、海岸から、直線距離で 5km 以上、方角によっては 10km 程離れた場所の、木造家屋の 2 階部分で横臥していると、風向にもよるようですが、夜羽越本線の列車走行の音というか振動というか、微かに感じます。昼でも高速道路や、国道 7 号線の走行音らしい音が感じられます。そのようにとても静かな音環境が日常的な地域です。</p> <p>『低周波音は、周波数から騒音の中で把握する』という事を、2022 年 11 月 24 日の村上市における住民説明会で、環境影響評価を受託する調査会社の人が、質問に回答していました。そこで、低周波音の 20～100 ヘルツ範囲については、騒音の調査として音圧レベルを調べると理解します。音圧レベルで微細な振動の感じ方も評価で出来るのか疑問です。</p> <p>本方法書の第 6 章の表 6.1.1-4 評価項目の選定結果では、「騒音」は、建設機械の稼働と施設の稼働では項目として選定しています。</p> <p>しかし、振動についての調査、予測評価は、いずれも選定していません。</p> <p>稼働中こそ、低周波音による微小な振動により、不快な諸症状が発現する人も出る可能性は否定できません。騒音として認知しないまでも、微小音や微細な振動としての低周波音による心身の不調、アノイアンスによる苦痛を、生じるとされています。</p> <p>2016 年 3 月の村上市の岩船沖洋上風力発電推進委員会における日本気象協会の肩書のある委員の、低周波音と超低周波音に関する説明でも会議録を見ると、その不確実性の懸念への対応に必要な性が指摘されていました。</p> <p>2km 程度の範囲ではなくて、最小でも 10km くらいの範囲でも、発電設備の設置数と配置による、低周波音と超低周波音の影響を、調査、予測評価することは、この地域では殊に、必要と考えます。</p> <p>住民説明会の意見でも複数意見が出たように、超低周波音と低周波音の対応が住民の保健と福祉という社会的環境の保全上、重視したいです。</p>	<p>周波数が 20Hz 以下の音については超低周波音として、人の可聴域である 20Hz 以上の音については騒音として区分されますが、ご懸念されている 20～100Hz の低周波音の領域については超低周波音に含めて整理し、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年)に記載される「建具のがたつきが始まるレベル」や「超低周波音の生理・心理的影響と評価に関する研究班報告書」(昭和 55 年度文部省科学研究費「環境科学」特別研究)に記載される「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」と比較する計画としています。</p>

番号	意見の概要	事業者の見解
11	<p>住民とのコミュニケーションの機会について。</p> <p>事業実施検討中の区域周辺の自治体及びその住民等の利害関係者から提示されている懸念される事柄を軽視して、事業計画を推し進めることが無い、という事を、具体的にどのようにして実現するのかを、手続きの都度明記してください。一般海域は国民の財産です。洋上風力発電は促進区域に指定されて、公募により選定された場合、30年という長きにわたり事業者は占有することになるかもしれません。</p> <p>県民や、広く国民の福祉になるような事業計画になることを最重視して、この計画の実現可否に取り組んでください。</p> <p>この方法書では、既存の文献調査に加えて、現地調査を取り入れてはいますが、調査地点と時期、頻度がまだ不足だと考えます。さらに慎重な調査を希望します。</p> <p>理由：この方法書の住民説明会がありました、回数と開催場所や日時が、住民の立場への配慮としては不十分だと思いました。</p> <p>村上市では、降雪期の夜間で、自家用車等自働車以外の交通手段が無い場所での開催でした。新潟県内一広大な面積の市です。住民は事業実施検討区域に近くだけでもない場所に暮らしています。また、市報と新聞広告程度の広報では、縦覧や説明会への参加意識を喚起しないと考えます。せめて対象自治体へ全戸配布の案内チラシ配布や、電子的な広報等を利用しての周知をして頂きたいです。地域との共存共栄を重視する姿勢は、そうしたところからも感じるものです。その点で社会的環境への配慮が不足していると感じます。</p> <p>今後の住民説明会も、必ず実施してください。そして、その際は、より参加者が参加し易いような検討を願います。</p>	<p>「新潟県村上市及び胎内市沖における協議会意見とりまとめ」等におけるご意見を踏まえながら、地域の課題認識や期待を念頭に置いて事業と地域・漁業との共存共栄が達成されるような事業実現に取り組んでまいります。また、環境影響評価手続におけるご意見・ご指摘を踏まえながら、環境への影響を可能な限り回避・低減するよう努めてまいります。</p> <p>今後の住民説明会では、より多くの方にご参集いただけるように努めます。</p>

番号	意見の概要	事業者の見解
12	<p>地震や津波への配慮についての意見。</p> <p>地形や地質の項目が、調査、予測評価で選定されていません。地震については、以前、別の事業者の住民説明会で、発電所の設備に関する法令に基づいて安全性を高める配慮がされると聞きました。しかし、生活環境の面で環境影響評価のなかでその負の影響を予測評価することは住民の理解を深める上でも必要な事だろうと考えます。</p> <p>周辺海域の断層と地震予測状況の把握をしたうえで、地震や津波による損壊や流出のリスクを、調査、予測評価することが、今後30年間もの長期において事業するには、必要な事だと考えます。</p> <p>この周辺地域は、新潟地震のような大きな地震が起きる断層のある海洋です。最近も山形との県境では地震による大きな被害がありました。越後平野の地震のリスクを指摘する学者もいます。津波の到達速度が速いので、沿岸住民の避難が急がれます。</p> <p>自然状況の面から、大地震発生時の対応についての調査、予測評価をしてください。</p> <p>理由：再エネ海域利用法（経産省令・国交省令第1号）施行規則の第5条1一、の基準を順守するとはいえ、そもそも、この海域の地殻の状況や断層の慎重な調査、予測評価が必要と考えます。</p> <p>既設の当海域に係る法定協議会の「意見とりまとめ」においても、留意事項の(4)②の例としても地震へのリスクがとりあげられています。その点からも、参考項目には無くても、地震や天然ガスの噴出等による海底地形変化が今後生じるリスクの有無については、慎重に調査、予測評価することは必要と考えます。</p>	<p>地震や津波に関する予測評価は環境影響評価法に基づく調査項目には含まれていません。</p> <p>風力発電機の地震や津波に対する安全対策については「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説（令和2年3月版）」（洋上風力発電施設検討委員会）に準拠した設備設計により地震・津波を考慮した安全対策を行ってまいります。</p> <p>地震や津波に対する設備設計の安全性に関わる事項は、発電所設置に関わる工事計画届出において国の慎重な審査を受審します。</p>
13	<p>冬季の暴風雪、落雷による故障の際は、どのように修理するのか具体的に予測評価してください。その配慮について方法書の記載がありません。配慮書段階でも意見提出しましたが、納得いく回答を願います。</p> <p>欧州のように遠浅の遥か数十キロ沖合に設置する着床式とは異なる海岸からの離隔距離の短さです。巨大な発電設備は、海岸から僅かに2kmしか離れていない生活圏に近いところに設置される計画です。</p> <p>これまでに国内の実績が無い事業ですが、想定外が極力生じないように慎重な配慮を願います。</p> <p>日本海側がある意味、実験台になっていると受け止めています。想定外を極力起きないように慎重な検討を願います。</p> <p>巨大な構造物が損壊して海中に放置されたまま一冬経過するような、危険なことが無いように、設計はもちろん、保安管理、景観保全、住民の安心した生活環境の保全という面からも、調査、予測評価が必要だと考えます。</p> <p>今後は気候変動により、増々巨大台風や豪雪が襲来します。そのことも想定して慎重な計画を検討願います。</p> <p>そして、問題の想定も、複数案検討して、それぞれに細やかな対策の複数案を提示してください。さらに、当たり前のことですが、事故時の情報は、隠蔽することなく、関係自治体とその住民へ早急に伝達し、周知してください。そういう対処の予測評価も、住民の安全な環境の保全に関係しますので、環境影響評価として、丁寧に扱って頂きたいです。</p>	<p>冬季の暴風雪、落雷による故障に関する予測評価は環境影響評価法に基づく調査項目には含まれていません。</p> <p>風力発電機の突風、着雪、落雷等に対する安全対策については、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説（令和2年3月版）」（洋上風力発電施設検討委員会）に準拠した設備設計により日本海側の厳しい天候・気象条件を考慮した安全対策を行ってまいります。</p> <p>暴風雪・落雷に対する設備設計の安全性に関わる事項は、発電所設置に関わる工事計画届出において国の慎重な審査を受審します。</p>

番号	意見の概要	事業者の見解
14	<p>航空障害灯に関して、交通機関と連絡調整した調査の必要性についての意見。</p> <p>再エネ海域利用法の施行規則第5条1の二に、航行する船舶からの視認性に関する措置については基準がありますが、それ以外に陸域からの視認性に関して、航空障害灯の点灯や点滅の影響への配慮が不足していると考えます。風車の配置に関する今後の検討についてでも、記載がありません。配慮書の意見に対して、方法書以降で検討するような記載がありました。記載をみつけません。</p> <p>国道345号線からの眺望に関する記載がありましたが、高速道路からの眺望は無く、それと併せて、航空障害灯の影響も予測評価する必要があると考えます。</p> <p>広い海洋の暗闇に、忽然と現れる感じの航空障害灯の複数・多数でもある点灯や点滅が、交通安全の観点から、心理的な動揺や誤認による事故誘発のリスクを高めるのではないかと懸念します。</p> <p>沿岸の高速道路や、海岸沿いの県道やJRの列車からの視認性で、運転手のわき見誘発、誤認による事故誘発のリスクが高まらないか否かの検討を、季節毎に調査・予測評価することを提案します。そのためにも関係機関と連絡調整して、調査、予測評価することが必要かと考えます。</p> <p>理由：今後増大する恐れのある異常気象を考慮すると、豪雪や暴風の際の視認性では、誤認の危険が心配です。住民としての経験からは、僅かな吹雪の時の高速道路の通行でも、一瞬視界が途切れることなどはあります。或いは、強風で海上の灯火が揺らいで見えることもあり注意を誘います。</p> <p>そのような状況で、視野に航空障害灯の点滅が混じるのでは、それが前方車両のランプなのか、道路灯なのかの判断において、心理的に不要な誤解や不安を招いたりしないか、また急ブレーキ等の交通事故誘発が、懸念されます。</p> <p>そのような観点からも、発電機等の設備の配置に当たっては、予め検討が必要なのではないかと考えます。</p> <p>重大な交通事故につながらないために、日本海側の冬の暴風の脅威を実感している住民としては心配ですので未然防止の観点から検討を願いたいです。</p> <p>住民の生活環境に、不安や危険を生じないためのより充実した先駆的な影響評価を希望します。</p>	<p>事業の実施にあたっては、航空障害灯に係るご懸念の点に留意して進めます。</p>

番号	意見の概要	事業者の見解
15	<p>航空障害灯の光害としての認識が、観光資源の衰退に繋がらないか心配です。その点からも景観の保全と併せて、調査、予測評価において、配慮を願います。</p> <p>理由：洋上風力発電に関する環境影響評価では、光害に関する項目は見当たりません。しかし、光害は、人を含めた、周辺に生息する生物の生活に影響があります。</p> <p>当該事業想定区域の沿岸地域では、冬季夜、晴れ間には、特に遠景まで見通せます。村上市の海府地区の海岸近くから、50キロ近く離れた新潟東港の航空障害灯が見えます。</p> <p>村上市や胎内市沖などにおいては、そうした夜間に、閑静な農漁村である沿岸の住宅からの眺望として、複数で多数に及ぶ風力発電機等の航空障害灯の明滅が見えることになるかと思えます。</p> <p>それは、たまに観光に訪れる人には珍しい光景だったとしても、日常的に接する住民や棲息する生物にとっては、安全で快適、安心な生活環境の維持を妨げる可能性があるのではないかと懸念します。</p> <p>また、観光資源としても、瀬波温泉等の観光地からの展望が、そこに人工的な大都会の景色を避けて、広範な自然の景観を求めて来る観光客の期待を、裏切るような景観に、変貌する懸念もあります。</p> <p>そのような観点からも、先の交通安全に加えて、航空障害灯の点灯に関する配慮も設備の配置において熟慮して頂きたいです。</p>	<p>事業の実施にあたっては、航空障害灯に係るご懸念の点に留意して進めます。</p>
16	<p>風車の影について</p> <p>風車の影については、現地調査をするのが適切と考えます。ただし、調査の対象地点と時期は、1か所で1回というのは、不足だと思います。風車の影の影響が最大となる次期を見込んでの時期とありますが、4季毎の風車の影がどのようになるのかを、住民へは説明して頂きたいです。影響の過少を伝えるだけでは、住民の不安は軽減できないと思います。</p> <p>また、調査地点を複数とることで、影響への理解が得られると考えます。再検討して頂きたいです。</p>	<p>風車の影については、その影響を面的に予測計算し、海外のガイドラインの指針値を超える住居等の位置を把握した上で、現地調査によりその周辺の土地利用の状況や地形の状況を詳細に把握します。また、予測計算は4季別に行いますが、影響評価は影響が最大となる時期を対象に行います。</p>

・新潟日報（2022年12月23日（金）付）

### お知らせ

環境影響評価法に基づき、「（仮称）新潟県北部村上市・胎内市沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

- 一、事業者の名称 住友商事株式会社  
代表取締役 兵頭 誠之
- 二、対象事業の名称 東京千代田区大手町二丁目3番2号  
（仮称）新潟県北部村上市・胎内市沖洋上風力発電事業  
種類 風力（洋上・着床式）  
規模 最大七十キロワット程度
- 三、対象事業実施区域 新潟県村上市及び胎内市の沖合
- 四、関係地域の範囲 新潟県村上市、胎内市、新発田市、聖籠町
- 五、縦覧の時間及び場所 令和4年12月23日（金）から令和5年2月9日（木）まで  
県村上地域振興局行政資料室、村上市役所環境課、村上市各支所地域振興課、胎内市役所市民生活課、県新発田地域振興局県民サービスセンター、新発田市役所環境衛生課、聖籠町役場1階（いずれも開庁時のみ）  
電子縦覧 <https://www.suminocorp.com/ja/jp/news/important/group/20221223>
- 六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）を日本語でご記入のうえ、令和5年2月9日（木）までに、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函下さるか、「八、問合せ先」へご郵送下さい（当日消印有効）
- 七、説明会の場所及び開催日時 村上市民ふれあいセンター  
令和5年1月13日（金）18時30分から20時まで  
胎内市産業文化会館  
令和5年1月14日（土）10時から11時30分まで  
新発田市健康長寿アクティブ交流センター  
令和5年1月14日（土）14時30分から16時まで
- 八、問合せ先 〒100-8601 東京都千代田区大手町2-13-12  
大手町ブレイスリーストアワー  
住友商事株式会社 電力インフラ第一部 担当：米澤・伊藤  
電話 03-6285-17860 ※午前九時から午後五時まで  
（土日・祝日・年末年始除く）

・市報「むらかみ」(2022年12月15日号)

<b>(仮称)新潟県北部村上市・胎内市沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧および説明会</b>		
事業者名	住友商事株式会社	
対象事業 実施区域	村上市および胎内市の沖合	
縦覧期間	12月23日(金)～令和5年2月9日(休) 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く	
縦覧場所	環境課および各支所地域振興課、村上地域振興局など	
意見書の 提出方法	縦覧期間中、縦覧場所に設置の意見箱へ投函または下記送付先へ郵送(令和5年2月9日(休)までの消印有効)	
説明会	時	令和5年1月13日(金) 午後6時30分～8時
	場	市民ふれあいセンター 研修会議室
	申	不要。直接会場へお越しください。
	他	新型コロナウイルス感染状況を鑑み、延期や中止とする場合は、住友商事株式会社ホームページでお知らせします。
問い合わせ・意見書の送付先	〒100-8601 東京都千代田区大手町2-3-2 大手町プレイス イーストタワー 住友商事株式会社 電力インフラ第一部 米澤・伊藤 (☎03-6285-7860)	

・市報「たいない」(2022年12月15日号)

### 環境影響評価方法書の 縦覧および説明会

環境影響評価法に基づき、(仮称)新潟県北部村上市・胎内市沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧と説明会が行われます。

**因事業者名**：住友商事(株)

**事業者名**：(仮称)新潟県北部村上市・胎内市沖洋上風力発電事業

**対象区域**：胎内市および村上市の沖合

**▼縦覧について**

**縦覧期間**：12月23日(金)～令和5年2月9日(休)

**縦覧場所**：胎内市役所市民生活課、新潟県(村上地域振興局、新発田地域振興局)

※(出・回・例を除く開庁時

※QRコード

からも縦覧可能です。(12月23日から)



縦覧(電子版)はこちら

方法書についてご意見がある場合は、住所、氏名、ご意見を記載の上、令和5年2月9日(休)までに縦覧場所に設置の意見書箱へ投函するか、問い

合わせ先へ郵送で提出してください。(当日消印有効)意見書は縦覧場所にあります。  
※電話によるご意見はお受けできません。

**▼説明会について**

申し込みは不要ですが、来場者が多数の場合には入場制限があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により延期または中止とする場合は、住友商事株式会社のホームページでお知らせします。

**時** 令和5年1月14日(出)午前10時～11時30分

**所** 産業文化会館2階会議室

**〒・問** 〒100-8601

東京都千代田区大手町2-3

1-2 大手町プレイスイースト

タワー住友商事株式会社電力

インフラ第一部(担当：米澤・伊藤)

☎03-6285-7860

(仮称)新潟県北部村上  
市・胎内市沖洋上風力発  
電事業のお知らせ

☒ 住友商事㈱電力インフラ第  
一部 ☎03・62885・7860

【環境影響評価方法書の縦覧】

時 12月23日(金)～2月9日(木)

所 環境衛生課(ヨリネスしば  
た1階)、県新発田地域振興局  
(豊町3)

他 意見がある場合は、2月9  
日(※)までに意見書を各縦覧場  
所にある意見書箱へ入れるか、  
郵送(消印有効)してください。  
意見書は各縦覧場所にありま  
す

【住民説明会】

時 1月14日(土)午後2時30分～  
4時

所 健康長寿アクティブ交流セ  
ンター

他 車でお越しの方は、ヨリネ  
スしばた第3・4駐車場をご利用  
ください

※延期・中止する場合は、同社  
ホームページでお知らせします

環境影響評価方法書の  
縦覧・説明会開催

(仮称)新潟県北部村上市・  
胎内市沖洋上風力発電事業に関  
する環境影響評価方法書の縦覧  
および説明会を開催します。

【事業者】 住友商事株式会社

【事業区域】 新潟県村上市およ  
び胎内市の沖合

【縦覧のご案内】

☒ 12月23日(金)～令和5年2  
月9日(木)の開庁時間

☒ 聖籠町役場1階縦覧場所

方法書についてご意見がある  
場合は、住所、氏名、ご意見を  
記載のうえ、令和5年2月9日  
(木)までに縦覧場所にある意  
見書箱へ投函するか、郵送でご  
提出ください(当日消印有効)。  
意見書は縦覧場所にあります。  
※電話でのご意見は受け付け  
ていません。ご了承ください。

【説明会のご案内】

☒ 令和5年1月14日(土)  
午後2時30分～4時

☒ 健康長寿アクティブ交流セ  
ンターきやり館3階大ホール

(新発田市中央町3・13・3)

※車でお越しの方は、新発田市  
役所本庁舎第3・第4駐車場  
をご利用ください。

新型コロナウイルス感染症の

拡大状況により延期または中止  
とする場合は、住友商事株式  
社のホームページでお知らせし  
ます。

☒ 住友商事株式会社 電力イン

フラ第一部 国内洋上風力発  
電事業第二チーム(〒100

・8601 東京都千代田区

大手町2・3・2 大手町ブ  
レイスイーストタワー)

☎03・62885・7860

**(仮称) 新潟県北部村上市・胎内市沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価手続き経緯**

ページ番号：0509581 更新日：2022年12月23日更新

**事業概要**

事業の名称	(仮称) 新潟県北部村上市・胎内市沖洋上風力発電事業
事業者	住友商事株式会社
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	最大700,000kW
事業計画区域	新潟県村上市及び胎内市の沖合

**配慮書手続き**

配慮書送付	令和4年7月25日
公告・縦覧	<p>公告日 令和4年7月25日(月曜日)</p> <p>縦覧期間・縦覧時間 令和4年7月25日(月曜日)～8月24日(水曜日) 土日祝日を除く開庁時</p> <p>縦覧場所  <ul style="list-style-type: none"> <li>□村上地域振興局 (村上市田端町6-25)</li> <li>□村上市役所環境課 (村上市三之町1-1)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>荒川支所 (村上市山口444)</li> <li>神林支所 (村上市岩船駅前56)</li> <li>朝日支所 (村上市岩沢5611)</li> <li>山北支所 (村上市府屋232)</li> </ul> </li> <li>□胎内市役所市民生活課 (胎内市新和町2-10)</li> <li>□新発田地域振興局 (新発田市豊町3-3-2)</li> <li>□新発田市役所環境衛生課 (新発田市中心3-3-3 ミリネスしばた1階)</li> <li>□聖籠町役場 1階縦覧場所 (聖籠町大字道筋山1635-4)</li> </ul> </p>
配慮書ウェブサイト	<a href="https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/news/important/govp/20220725">https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/news/important/govp/20220725</a> <外部リンク>
審査会の審申	令和4年9月15日
知事意見	令和4年9月16日

[知事意見](#)

**方法書手続き**

方法書送付	令和4年12月22日
公告・縦覧	<p>公告日 令和4年12月23日(金曜日)</p> <p>縦覧期間・縦覧時間 令和4年12月23日(金曜日)～令和5年2月9日(木曜日) ※開庁・閉庁時のみ</p> <p>縦覧場所  <ul style="list-style-type: none"> <li>・村上地域振興局 行政資料室 (村上市田端町6-25)</li> <li>・村上市役所 環境課 (村上市三之町1-1)</li> <li>・村上市荒川支所 地域振興課 (村上市山口444)</li> <li>・村上市神林支所 地域振興課 (村上市岩船駅前56)</li> <li>・村上市朝日支所 地域振興課 (村上市岩沢5611)</li> <li>・村上市山北支所 地域振興課 (村上市府屋232)</li> <li>・胎内市役所 市民生活課 (胎内市新和町2-10)</li> <li>・新発田地域振興局 企画振興部内 県民サービスセンター(行政資料閲覧コーナー) (新発田市豊町3-3-2)</li> <li>・新発田市役所 環境衛生課 (新発田市中心3-3-3)</li> <li>・聖籠町役場 1階縦覧場所 (聖籠町大字道筋山1635-4)</li> </ul> </p>
方法書説明会	<p>村上市民ふれあいセンター (新潟県村上市岩船3270 番地) 令和5年1月13日(金曜日) 18時30分から20時まで</p> <p>胎内市産業文化会館 (新潟県胎内市新和町2番5号) 令和5年1月14日(土曜日) 10時から11時30分まで</p> <p>新発田市健康長寿アクティブ交流センター (新潟県新発田市中心3丁目13番3号) 令和5年1月14日(土曜日) 14時30分から16時まで</p>
方法書ウェブサイト	<a href="https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/news/important/govp/20221223">https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/news/important/govp/20221223</a> <外部リンク>
意見の概要	年 月 日

## 洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧および事業者による説明会の開催について

記事ID：0072183 更新日：2022年12月15日更新

### (仮称)新潟県北部村上市・胎内市沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧および説明会を行います

下記の通り、洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧および事業者による住民説明会が開催されます。

事業名	(仮称) 新潟県北部村上市・胎内市沖洋上風力発電事業
○事業者名	住友商事株式会社
○事業想定実施区域	村上市および胎内市の沖合
○縦覧期間	令和4年12月23日（金曜日）～令和5年2月9日（木曜日） 午前8時30分～午後5時15分※土・日曜日、祝日を除く
○縦覧場所	市役所環境課および各支所地域振興課、新潟県村上地域振興局など
○意見書の提出方法	縦覧期間中、縦覧場所に設置の意見箱へ投函 または 下記送付先へ郵送 (令和5年2月9日（木曜日）までの消印有効)
○住民説明会の開催	(1) とき：令和5年1月13日（金曜日）午後6時30分から午後8時まで ところ：市民ふれあいセンター（村上市岩船3270） 研修会議室 (2) とき：令和5年1月14日（土曜日）午前10時から午前11時30分まで ところ：胎内市産業文化会館（胎内市新和町2-5）会議室 (3) とき：令和5年1月14日（土曜日）午後2時30分から午後4時まで ところ：新発田市健康長寿アクティブ交流センター（新発田市中心 町3丁目13番3号） きやり館3階 大ホール

※申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

※新型コロナウイルス感染の状況を確認し、延期あるいは中止とする場合は、下記の住友商事株式会社のホームページでお知らせいたします。

住友商事株式会社ホームページURL：

<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/news/important/group/2022.1223>（外部リンク）

○問い合わせ・意見書の送付先

〒100-8601

東京都千代田区大手町2-3-2 大手町プレイスイースタワー

住友商事株式会社 電力インフラ第一部 米澤・伊藤

(Tel：03-6285-7860)

このページに関するお問い合わせ先

[環境課](#) [環境政策室](#)

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

Tel：0254-53-2111（内線3320、3321） Fax：0254-52-1884

[ご意見・お問い合わせはこちら](#)

## (仮称)新潟県北部村上市・胎内市沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧と説明会について

「(仮称)新潟県北部村上市・胎内市沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書(以下、方法書)」を、環境影響評価法に基づき公表します。

※方法書は、2022年12月23日(金)～2023年2月9日(木)の期間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

※方法書に掲載される情報(文書、資料、図表などを含む)に関する著作権は、弊社、原著作権者、またはその他の権利者に帰属しており、各回の著作権法、各権利者およびその他の法律で保護されています。

個人の私的利用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者およびその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用(複製、改変、提示、配布、サイトへの転載などを含む)することは、著作権法により禁止されておりますので、事前に弊社までご連絡のうえ、許諾を得ていただくようお願いいたします。

### 1. 事業の概要

事業の種類: 風力発電所 (洋上・雄床式)

事業の規模: 最大70万kW

対象事業実施区域: 新潟県村上市及び胎内市の沖合

### 2. 方法書

表紙・目次

[第1章](#) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

[第2章](#) 対象事業の目的及び内容

[第3章](#) 事業実施区域及びその周囲の概況

[第4章](#) 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の総論

[第5章](#) 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

[第6章](#) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

[第7章](#) その他環境省令で定める事項

[第8章](#) 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

[資料編](#)

[要約書](#)

[ご意見記入用紙](#) (PDF/158KB)

### 3. 縦覧場所

・新潟県村上市地域振興局 行政資料室 (村上市田端町6-25)

・村上市役所 環境課 (村上市三之町1-1)

・村上市荒川支所 地域振興課 (村上市山口444)

・村上市神林支所 地域振興課 (村上市岩船原56)

・村上市朝日支所 地域振興課 (村上市岩沢5611)

・村上市北沢支所 地域振興課 (村上市府道232)

・胎内市役所 市民生活課 (胎内市新和町2-10)

・新潟県新潟市地域振興局 企画振興部内 県民サービスセンター(行政資料閲覧コーナー) (新潟市豊町3-3-2)

・新潟市役所 環境衛生課 (新潟市中央町3-3-3)

・登籠町役場 1階環境課 (登籠町御前山1635-4)

### 4. 縦覧期間

2022年12月23日(金)から2023年2月9日(木)まで ※開庁・閉庁時のみ

### 5. 意見書の提出方法

環境影響評価の方法書について、環境保全の見地からのご意見を、書面(日本語)により提出することができます。提出にあたっては、氏名・住所・方法書の名称・ご意見を記載し、下記お問い合わせ先まで郵送または縦覧場所に設置の意見箱へ投入ください。

なお、自由書式ですが、よろしければ上方に掲載しております「ご意見記入用紙」をご利用ください。

### 6. 掲載期間

2023年2月9日(木) ※消印有効

### 7. 住居説明会

村上市民ふれあいセンター (新潟県村上市岩船3270番地)

2023年1月13日(金) 18時30分から20時まで

胎内市産業文化会館 (新潟県胎内市新和町2番5号)

2023年1月14日(土) 10時から11時30分まで

新潟市健康増進アクティブ交流センター (新潟県新潟市中央町3丁目13番3号)

2023年1月14日(土) 14時30分から16時まで

### 8. お問い合わせ先

住友商事株式会社 (〒100-8601 東京都千代田区大手町二丁目3番2号 大手町プレイスイーストタワー)

電話番号 03-6285-7860 ※9時から17時まで (土日・祝日・年末年始除く) 担当: 米澤・伊藤

本件に関する問い合わせ先

住友商事株式会社 広報部 報道チーム

お問い合わせフォーム



新潟県村上地域振興局



村上市役所 環境課環境政策室



村上市山北支所 地域振興課市民生活室



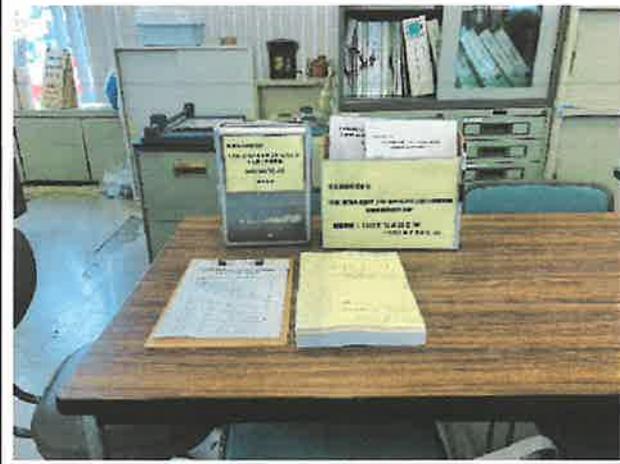
村上市朝日支所 地域振興課市民生活室



村上市神林支所 地域振興課市民生活室



村上市荒川支所 地域振興課市民生活室



胎内市役所 市民生活課



新潟県新発田地域振興局



新発田市役所 環境衛生課



聖籠町役場